

SOS ニュース

相続についての知識【5】

■ 遺言のしかたと遺言がある場合の相続

(1) 遺言の種類・・・遺言を大別すると4種類がある。

(ア) 自筆証書遺言

自筆によって遺言する者で、遺言者がその全文、日付及び氏名を自署し、これに印を押さなければなりません。(民法968条) 自筆証書遺言は、簡単で費用もかからないが、紛失したり、偽造・変造されたりする危険があります。

(イ) 公正証書遺言・・・公証人が作成する遺言状で次の方式によります。(民法969条)

- ① 証人2人以上の立会いが必要です。
- ② 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口述します。
- ③ 公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせます。

(ウ) 秘密証書遺言

遺言者が遺言(証書)を書き署名押印して、通常、封筒に入れて閉じ、証書に使用したのと同じ印で封印します。これを公証人に頼んで、公証人1人および証人2人以上の前に封書を提出し、自己の遺言書である旨並びにその遺言者の氏名と住所を申述します。公証人は日付およびその申述(氏名と住所)を封書に記載します。(民法970条)

(エ) 特別方式の遺言 特別方式の遺言には

- ① 死亡危急者の遺言(民法976条)
- ② 伝染病隔離者の遺言(民法977条)
- ③ 在船者の遺言(民法978条)
- ④ 船舶遭難者の遺言(民法979条)

があり、①・③については、すみやかに家庭裁判所の確認の手続きが必要です。

(2) 遺留分と遺留分の侵害

相続人には最低限の遺産は残さなければならない遺産の部分があります。これを遺留分といいます。(遺留分については以前に述べていま

すので参照下さい) 遺留分を侵害する遺言がある場合、その遺留分を侵害された相続人から減殺請求がなされる場合があります。

(3) 相続と遺贈

遺言により、遺産を与えることを遺贈といいます。第三者に遺贈することもできるし、相続人に遺贈することも自由です。特定の財産を相続人の○男に遺贈すると遺言に書けば、この分は相続分でなく遺贈となります。ただし、相続人に対する遺贈の場合も、特別受益として相続分から差し引かれるので、差し引かないことを特に遺言その他の意思表示に示しておかない限り、何の得にもならず、困ることさえあります。

なお、相続人に対して、どの家を○子に「与える」と遺言に書いた場合、遺贈になるのか相続分の指定になるのかが問題になります。相続と遺贈では、税金（相続税と贈与税）、不動産登記移転の際の登録免許税などが異なります。相続の方が安く済みます。遺贈と取られないように相続分の指定であることを書いた方がよいでしょう。

(自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律^得事典より)